

○財務省告示第二百六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年五月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第四十
六回）
二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

者特国 ・別債 第参市 I加場	六 イ 発 入価 札格 発競 行争 額行争	五 イ 方募 入価 札格 発競 行争	入価法入 札格決 発競定 行争の	た条特八国項計五つ定う額 利第別百債のに億いにち面 付一会九に規関四て基、金 国項計十つ定す千はづ財額 債のに一いにる六、き政で に規関億て基法百額発法七 つ定す五はづ律第六面行第千 いて基法三額発四万額た条百 、づ律百面行十六、五付一十 額き第四十額た条特別四債の億 面発四十額た条特別四債の億 金行十万で利第別四債の億 額し六円千付一会百に規円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市場。らみ 募の場特のう 額範別。ち を囲参加者 割りにおと り当たて各 てる。申 。各申 。各申	発別に 行参よ 「加るに と者発 い・行募 う第(限 。II以度 非下額 価一を 格国定 競市め 争入場る 札特の
--------------------------	--	--------------------------------------	---------------------------	--	---	---

十 イ	十 一	九	八		ハ		ロ	七 イ	ハ												
発 行 日	発 行 格 競 争	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 入 札 発 競	者 価 格 第 Ⅱ	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 非 入 札 発 競	者 価 格 第 Ⅰ	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	込 金 額	行 争 非 入 札 発 競	者 価 格 第 Ⅱ	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 非 入 札 発 競		
	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四	平 成 二 十 七 年 五 月 十 八 日	五 万 円				千 百 六 十 三 億 六 千 百 五 十 七 万 円			円 六 百 九 十 二 億 九 千 八 百 四 十 五 万		万 円 七 千 二 百 七 十 六 億 千 四 百 八 十 五		七 千 二 百 七 十 六 億 千 四 百 八 十 五		で 千 百 六 十 七 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六		で 六 百 九 十 五 億 円

この振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金とする。整数倍の金額によるものとす。

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行

十 額 格 十
 一 面 金 五
 銭 額 銭
 百 圓 以
 に つ 上
 き 九 十
 九 円 七
 七 円 七
 十 五 銭
 以上
 の
 それ
 ぞ
 れ
 の
 応募
 価

(一) 年
 一
 ・
 募
 入
 決
 定
 の
 通
 知
 を
 受
 け
 た
 者

は、募入決定の通知を受け、
 式により、算出した金額を次の
 十号の規定する期日に払い込
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{15}{100} \times \frac{59}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
 も、この記載は、記録さるもの
 座に記載は、前記の算式に
 により、算出した金額から、該
 額に百分の二十・三、五乗
 じ、た金額は、おだし、外国
 を、発行時に、おは、外
 が、非居住者、又は、
 算出は、した、前記の
 算出は、した、前記の
 算出は、した、前記の

十四 初期利子

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。平成二十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十七年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十七年五月十八日